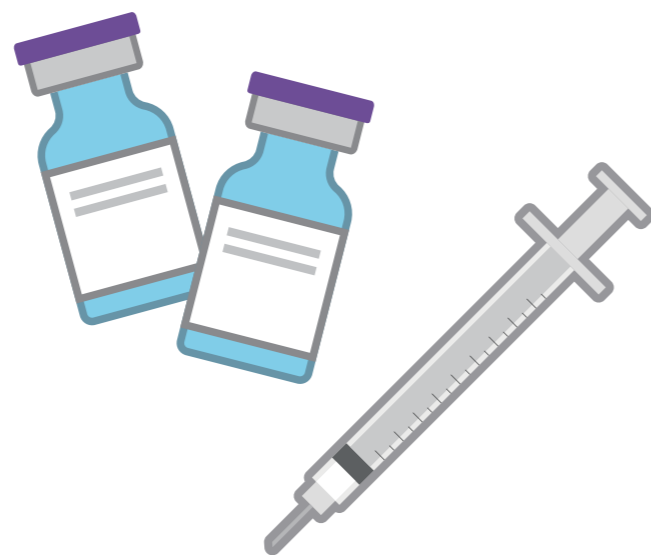


## ⑥物資

- ・感染症対策に必要な物資を平時から備蓄し、定期的に備蓄状況を確認する。
- ・物資不足による医療・検査の停滞を防ぐため、県と協力し必要量の確保に努める。

## ⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

- ・新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民に必要な準備を行うことを勧奨する。
- ・事業者や市民等に事業継続に向けた準備の勧奨や、生活関連物資等の安定的な供給が図られるよう、呼びかける。
- ・市民生活の安定の確保及び社会経済活動の安定を確保するための各種支援を行う。



# 「館山市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定の概要

## 1. 改定の経緯

病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新たな感染症が発生すれば、市民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねないため、本市では、平成26年8月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、平時の準備や感染症発生時の対策を踏まえた「館山市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）」を策定しました。

その後、令和4年の感染症法改正により、平時から有事に備えた検査体制や医療提供体制等の構築の準備が推進されたことや、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、令和6年7月に国が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）が全面改定され、令和7年3月には県が策定する千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）が改定されました。

これを受け、現行の市行動計画に平時の備えや対策項目の充実の他、新たに「横断的視点の設定」や「様々な感染症への対応」、「実効性確保のための取組」等を設け、幅広い呼吸器感染症による危機にも対応できるよう市行動計画を全面改定しました。

なお、市行動計画の改定に当たっては、政府行動計画、県行動計画とともに、国から示されている市町村行動計画作成の手引きに基づき作成し、対策の整合性を図りました。

## 2. 市行動計画改定のポイント

### 主たる目的は現行計画を踏襲

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### フェーズ（段階）の細分化

これまでの発生段階に加え、記載を「準備期」「初動期」「対応期」の3期に分類し、特に平時からの備えを明確にする「準備期」の取り組みの記載を充実

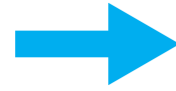
- ・未発生期
- ・海外発生期
- ・国内発生早期
- ・国内感染期
- ・小康期



- ▶準備期
- ▶初動期
- ▶対応期
- ・封じ込めを念頭に対応する時期
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

対策項目を6項目から7項目とし、新型コロナ対応で課題となった項目を中心に項目を独立させ、記載を充実

- ①実施体制
- ②サーベイランス・情報収集
- ③情報提供・共有
- ④予防・まん延防止
- ⑤医療
- ⑥市民生活及び市民経済の安定の確保



- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

### 分野を横断する4つの視点の導入（新規）

実効性を向上させるため、全分野共通の基盤として以下の4つの視点を設定

- ①人材育成（研修や実践的な訓練の実施）
- ②国及び県との連携（有事における国・都道府県・市町村の役割分担の明確化）
- ③DXの推進（情報の一元化や迅速な把握）
- ④研究開発の動向に関する情報収集

### 複数の感染拡大への対応（新規）

- ・ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の機動的切り替え
- ・中長期的に複数の波が来ることも想定

### 実効性確保（新規）

- ・訓練等平時の備えと意識を高める取組の継続
- ・定期的なフォローアップと必要な見直し



## 3. 対策7項目の概要

### ①実施体制

- ・平時から、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係部局の役割整理、指揮命令系統や組織体制の整備、人員確保、業務継続体制の構築を行う。また、訓練や研修を通じて対応力を強化し、関係機関との連携を深める。
- ・感染発生時に、市民の生命・健康を守るため、迅速かつ総合的な初動対応を行う。
- ・感染状況に応じ、持続可能で柔軟な対策体制を維持し、医療逼迫や変異株発生等にも機動的に対応する。

### ②情報提供・共有・リスクコミュニケーション

- ・感染症危機時に市民が適切に判断・行動できるよう、平時から感染症対策に関する情報提供や普及啓発を行い、理解とリテラシーを高める。また、発生時に迅速かつ双方向の情報共有ができる体制を整備する。
- ・感染発生時に、市民へ正確で分かりやすい情報を迅速に提供し、適切な行動や感染拡大防止につなげる。
- ・感染状況や対策内容を分かりやすく共有し、市民の理解と協力を得ながら、適切な行動を促す。

### ③まん延防止

- ・感染拡大の速度やピークを抑え、医療体制で対応可能な状況を維持するため、平時から感染対策の普及や有事に必要なまん延防止措置への理解促進を行う。
- ・感染拡大を抑制し、医療提供体制を確保するため、迅速なまん延防止対策の準備を行う。
- ・感染拡大を抑制し、市民の生命・健康を守るとともに、市民生活や地域経済への影響軽減を図る。

### ④ワクチン

- ・平時から国・県・医療機関・事業者等と連携し、ワクチン接種が迅速かつ円滑に実施できるよう必要な準備を行い、接種体制を構築する。また、市民等に対して、ワクチン接種の基本的な情報の提供・共有を行うとともに、不安の軽減に努める。
- ・医療従事者や資機材を確保し、国・県等と連携しながら、迅速な予防接種に繋げる。
- ・迅速にワクチン接種を実施し、随時見直しを行い、接種体制を維持する。また、予防接種に関する情報について、国や県が提供する情報や相談窓口も含め、市民等に対して共有する。

### ⑤保健

- ・感染症情報や医療提供状況を把握する体制を整備し、人材育成や物資備蓄を進める。また、平時から感染症情報について関係者、市民等と共有を図る。
- ・市民の不安軽減と感染拡大防止のため、迅速な情報提供とリスクコミュニケーションを開始する。
- ・必要時、県が実施する健康観察や生活支援等に協力し、市民の生命及び健康を保護する。また、必要な対策について、市民等に対し、わかりやすく情報提供・共有を行う。